

## 本市の障害福祉サービス等の現状について

※用語解説については別紙を参照してください

### 1 障害のある人の状況

#### (1) 人口の推移

人口は毎年微増を続けています。

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	2 年比較
				R 6 / R 5
守山市の人団	85,675 人	85,731 人	85,957 人	100.3%

\*各年 3 月 31 日時点

#### (2) 手帳所持者数

全ての手帳において、所持者数が増加傾向にあります。特に、療育手帳と精神障害者保険福祉手帳を所持する 18 歳未満が増加しています。

手帳名称	区分	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	2 年比較
					R 6 / R 5
身体障害者手帳 1 級～6 級	全体	2,379 人	2,610 人	2,628 人	100.7%
	内 18 歳未満	77 人	81 人	79 人	97.5%
療育手帳 A1, A2, B1, B2	全体	840 人	898 人	941 人	104.8%
	内 18 歳未満	241 人	290 人	325 人	112.1%
精神障害者保健福祉手帳 1 級～3 級	全体	670 人	725 人	789 人	108.8%
	内 18 歳未満	49 人	70 人	80 人	114.3%

\*複数の手帳を所持している重複者を含む（各年 3 月 31 日時点）

#### (3) 特別支援対象児数について

市内の特別支援学級在籍数は、小学校は減少し、中学校は増加しています。一方、通常学級に在籍しながら特別な支援を必要とする児童（通常学級在籍数）は小学校・中学校ともに増加しています。

\*各年 9 月 1 日時点

(小学校：9 校)	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	2 年比較
				R 6 / R 5
特別支援学級在籍数	267 人	261 人	240 人	92.0%
通常学級在籍数	1,174 人	1,159 人	1,170 人	100.9%
(合計)	1,441 人	1,420 人	1,410 人	99.3%

(中学校：4 校)	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	2 年比較
				R 6 / R 5
特別支援学級在籍数	103 人	121 人	122 人	100.8%
通常学級在籍数	354 人	434 人	469 人	108.1%
(合計)	457 人	555 人	591 人	106.5%

## 2 障害者総合支援法に基づくサービスの現状

### (1) 主な障害福祉サービスにおける3カ年の給付額

利用延べ人数の増加や、令和6年度の報酬改定により、全体的に請求額は増加傾向となっています。

		No	サービスの名称	請求額 (単位:千円)			2年比較 R 6 / R 5
				令和4年度	令和5年度	令和6年度	
介護給付	訪問系	1	居宅介護	176,270	192,155	208,635	108.6%
		2	重度訪問介護	19,276	34,594	26,753	77.3%
		3	行動援護	37,116	50,370	60,935	121.0%
	日中活動系	4	療養介護	37,464	41,304	44,371	107.4%
		5	生活介護	468,802	515,474	564,863	109.6%
		6	短期入所	39,924	40,939	50,632	123.7%
	施設系	7	施設入所支援	64,534	65,206	80,144	122.9%
	居住系	8	共同生活援助 (G H)	221,807	271,707	309,870	114.0%
	就労系	9	就労移行支援	26,789	30,080	36,583	121.6%
		10	就労継続支援 A型	66,400	72,193	95,305	132.0%
		11	就労継続支援 B型	321,826	322,638	362,078	112.2%
合計				1,480,208	1,636,660	1,840,169	112.4%

※請求額は、実際に利用された月の請求の合計で、費用から利用者負担額を除いた額

### (2) 主な障害福祉サービスにおける利用延べ人数

利用延べ人数について、増加傾向となっています。中でも重度訪問介護、短期入所、就労継続支援 A型の増加幅が大きくなっています。

		No	サービスの名称	年間利用延べ (単位:人)			2年比較 R 6 / R 5
				令和4年度	令和5年度	令和6年度	
介護給付	訪問系	1	居宅介護	1,714	1,813	1,871	103.2%
		2	重度訪問介護	56	70	79	112.9%
		3	行動援護	272	328	353	107.6%
	日中活動系	4	療養介護	131	142	150	105.6%
		5	生活介護	1,894	2,048	2,125	103.8%
		6	短期入所	556	631	748	118.5%
	施設系	7	施設入所支援	380	365	374	102.5%
	居住系	8	共同生活援助 (G H)	1,036	1,186	1,309	110.4%
	就労系	9	就労移行支援	179	230	254	110.4%
		10	就労継続支援 A型	398	457	603	131.9%
		11	就労継続支援 B型	2,498	2,505	2,576	102.8%

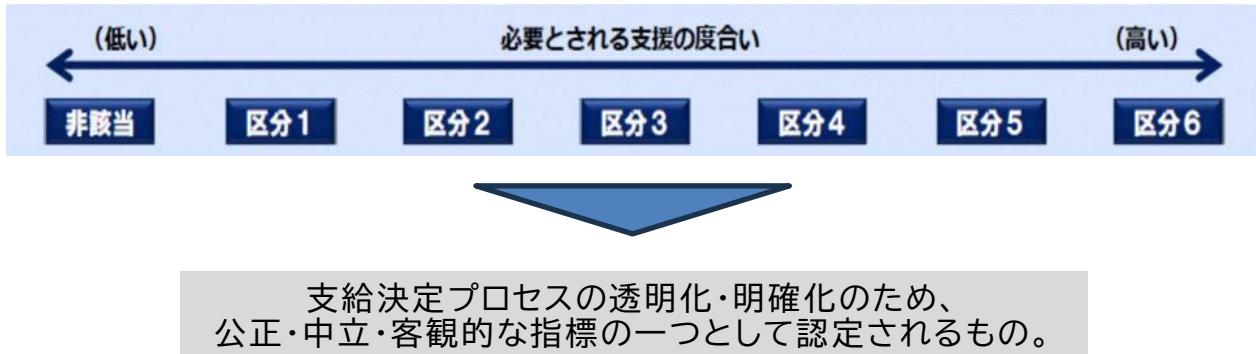
### (3) 障害支援区分の認定状況

支援の必要度が最も高い区分6が約30%を占めています。障害のある方の重度化や高齢化に伴い、重い区分の方が年々増加傾向にあります。

	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合
区分1	1人	0.2%	1人	0.2%	1人	0.2%
区分2	32人	7.8%	39人	9.4%	38人	9.1%
区分3	102人	24.9%	98人	23.6%	98人	23.4%
区分4	99人	24.2%	103人	24.9%	104人	24.8%
区分5	61人	14.9%	57人	13.8%	59人	14.1%
区分6	114人	27.9%	116人	28.0%	119人	28.4%
計	409人	100.0%	414人	100.0%	419人	100.0%

#### 障害支援区分とは

18歳以上の知的障害者・身体障害者・精神障害者・難病患者等の方が介護給付サービスを利用する際に「障害支援区分認定」を受ける必要があります。障害者等の障害の多様な特性や、その他心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すため、厚生労働省令にて設けられています。



出典：厚生労働省「障害支援区分に係る研修資料『共通編』第5版」

#### (4) 市内の障害福祉施設の現状

令和5年度以降、通所型、居住型の施設ともに増加したものの、医療的ケア等、重い障害のある方の通所型および居住型の施設は未だ足りていない状況です。現行プラン「もりやま障害福祉プラン2024」の中でも課題として挙げており、引き続き取り組んでまいります。

施設種別		市内施設数		
		令和5年度	令和6年度	令和7年9月現在
通所型	生活介護	10	11	11
	就労支援A・B	13	13	14
居住型	施設入所支援	2	2	2
	グループホーム（共同生活援助）	10	10	11

#### (5) 令和5年度以降の施設整備状況

滋賀県においては、重い障害のある方の通所型及び居住型施設整備の促進のため、令和5年に「滋賀県重症心身障害者等施設整備事業費補助金」が創設されました。圏域内での施設整備に対する支援が拡充されたことに伴い、本市においてもグループホーム1箇所が補助採択を受けました。本市からの補助金もあわせ、令和7年5月にグループホーム「立花Ⅱ」の開所に至りました。

##### 立花Ⅱ（グループホーム）

所在地：立田町地先

運営主体：NPO法人ふくふく

- 令和7年5月開所
- 共同生活援助 7名

短期入所 1名



#### 令和6年度以降の国庫補助申請状況

令和6年度 → 申請1件 不採択

令和7年度 → 申請1件 結果待ち

### 3 児童福祉法に基づくサービス（障害児通所サービス）

#### （1）主な障害児通所サービスにおける3カ年の請求額および利用延べ人数

就学中の障害のある児童・生徒に対して、放課後や長期休暇中に、生活能力の向上のための訓練や療育等を継続的に実施する放課後等デイサービスは、利用ニーズが高く、利用延べ人数・請求額ともに年々増加しています。

単位：利用延べ人数は人、請求額は千円

サービス名称	区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度	2年比較 (単位：%)
					R6/R5
児童発達支援	利用延べ人数	808	763	717	88.3%
	請求額	42,365	44,942	44,059	98.0%
放課後等デイサービス	利用延べ人数	3,224	3,419	3,754	109.8%
	請求額	519,877	578,240	682,644	118.1%
障害児相談支援	利用延べ人数	512	459	563	122.7%
	請求額	8,355	7,533	10,242	136.0%
保育所等訪問支援	利用延べ人数	80	90	93	103.3%
	請求額	2,271	2,697	3,349	124.2%

※請求額は、実際に利用された月の請求の合計で、費用から利用者負担額を除いた額

## 用語解説（五十音順）

項目	内 容
共同生活援助 (グループホーム)	主として夜間に行われる、共同生活を営む住居における相談やその他の日常生活上の援助を行います。
強度行動障害	自分の体を叩く、食べられないものを口に入れる、危険につながる飛び出しなど「本人の健康を著しく損ねる行動」、他人を叩く、物を壊す、大泣き奇声が何時間も続くなど「周囲のくらしに著しい影響を及ぼす行動」が高い頻度で継続的に発生し、特別に配慮された支援が必要な状態のことです。
居宅介護 (身体介護・ 家事援助・ 通院等介助)	日常生活を営むのに支障がある場合、入浴・排せつ・食事などの介護や調理、掃除などの家事援助を行います。また、病院等への通院のための移動等の介助や通院先等での受診等の手続き、移動等の介助を行います。
行動援護	居宅で生活されており行動上著しく困難があり、常時介護を要する人に対して、行動の際に生じ得る危険を回避するため必要な介護や外出時における移動中の介護を行います。
施設入所支援	施設入所者を対象に、主として夜間に行われる、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などを行います。 対象となるのは、就学前の障害のある児童などです。
重度訪問介護	居宅で生活されている重度の肢体不自由がある人で常に介護を必要とする人に対し、ヘルパーが居宅を訪問して食事、入浴、排せつなどの介護や外出時における移動支援などを総合的に行います。
就労移行支援	職場実習など、就労に必要な知識・能力の向上のため一定期間の訓練などを行います。
就労継続支援A型	通常の事業所への雇用が困難な障害のある人を対象に、就労機会の提供および就労に必要な知識・能力の向上のための訓練などを行います。施設と利用者との間で雇用契約を結び、労働基準法に準じた業務を行います。
就労継続支援B型	通常の事業所への雇用が困難な障害のある人を対象に、就労機会の提供および就労に必要な知識・能力の向上のための訓練などを行います。雇用契約は結びません。

項目	内 容
障害児相談支援 <small>じょうがいじそだんしえん</small>	障害のある子ども、家族などからの相談に対して、必要な情報の提供や権利擁護のために必要な援助、助言を行うことにより、自立した日常生活または社会生活を営むための支援を行います。
生活介護 <small>せいかつかいご</small>	常時介護を要する障害のある人等を対象とした、主として日中に障害者支援施設などで行われる、入浴、排せつ、食事の介護や、創作的活動または生産活動の機会の提供などを行います。
相談支援事業 <small>そだんしえんじぎょう</small>	障害のある人、家族などからの相談に対して、必要な情報の提供や権利擁護のために必要な援助、助言を行うことにより、自立した日常生活または社会生活を営むための支援を行います。
短期入所 (ショートステイ) <small>たんきにゅうしょ</small>	介護者の病気や家族の休養などのため、一時的に夜間も含め施設や事業所で入浴、排せつ、食事の介護およびその他必要な日常生活の支援を行います。
日中一時支援事業 <small>にっちゅういちらじしえんじぎょう</small>	障害者等の家族の就労支援及び日常的に介護している家の一時的な休息を確保することを目的とし、日中、障害福祉サービス事業所、障害者支援施設において、障害者等に活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練を行います。
保育所等訪問事業 <small>ほいくしょとうほうもんじぎょう</small>	児童指導員や保育士が、保育所などを2週間に1回程度訪問し、障害のある児童や職員に対し、障害児が集団生活に適応するための専門的な支援を行います。
放課後等 デイサービス <small>ほうこうかごとう</small>	放課後などの時間に生活能力の向上のために必要な訓練、地域との交流などを行います。 対象となるのは、就学している障害のある児童などです。(幼稚園・大学除く)
療養介護 <small>りょうようかいご</small>	主として日中に病院などの施設で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下での介護や日常生活上の援助などを行います。

## （仮称）もりやま障害福祉プラン 2027 策定スケジュールについて（予定）